鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６８号

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４５条第１項の規定に基づき、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法の例による。

（一般原則）

第３条　児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するように育成することを目指して運営しなければならない。

２　児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者一人ひとりの人格を尊重して、それぞれの施設の目的を達成するよう運営しなければならない。

３　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

（平等原則）

第４条　児童福祉施設においては、利用者の国籍、信条、社会的身分及び利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第５条　児童福祉施設の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

２　児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第３３条の７に規定する児童等をいう。以下この項において同じ。）に対し法第４７条第１項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第３項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（水準の向上）

第６条　児童福祉施設は、その設備及び運営についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

２　市長は、鳥取市社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。

（助産施設の設備及び運営の基準）

第７条　助産施設の設備及び運営に関する基準は、別表第１のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、助産施設の設備及び運営に関する基準は、助産施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

（母子生活支援施設の設備及び運営の基準）

第８条　母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表第２のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、母子生活支援施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

（保育所の設備及び運営の基準）

第９条　保育所の設備及び運営に関する基準は、別表第３のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、保育所の設備及び運営に関する基準は、保育所の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（保育所の職員配置に係る特例）

２　乳児４人以上が入所する保育所に対する別表第３職員の配置の項第２項の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち１人を保育士とみなすことができる。

３　保育所に置く保育士の数は、別表第３職員の配置の項第２項の規定にかかわらず、平成３２年３月３１日までの間、２人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が１人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

４　別表第３職員の配置の項第２項の規定の適用については、平成３２年３月３１日までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。

５　１日につき８時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合における別表第３職員の配置の項第２項の規定の適用については、平成３２年３月３１日までの間、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

６　前２項の規定を適用する時は、保育士（附則第２項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の別表第３職員の配置の項第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分

の２以上、置かなければならない。

７　保育所の設置者は、市長が別に定めるところにより、附則第３項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに附則第４項及び第５項の規定により保育士とみなされる者に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。

（母子生活支援施設の設備に係る特例）

８　平成２３年６月１７日前に建築された母子生活支援施設に対する別表第２設備の項第２項の規定の適用については、同項第１号中「調理設備、浴室及び便所を設けること」とあるのは、「調理設備、浴室及び便所を設けること。ただし、施設内に調理場、浴室及び便所を設けている場合にあっては調理設備、浴室及び便所を、付近に公衆浴場等がある場合にあっては浴室を設けないことができる」と、同項第３号中「３０平方メートル以上」とあるのは、「おおむね１人につき３．３平方メートル以上」とする。

別表第１（第７条関係）

項目	基準
職員及び設備	病院、診療所又は助産所として必要な職員及び設備を有すること。
サービスの提供	1　次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 ⑴　利用者の援助に関する事項 ⑵　その他施設の管理についての重要事項 2　感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3　利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者等に周知するとともに、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

	4　非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 5　設置者は、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条の暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行わない、又はこれらと密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	職員、設備及び会計に関する帳簿、事故等への対応の項第３項及び第４項の記録並びに利用者の処遇に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととし、設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 2　利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。 3　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 4　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。 5　法第４６条第１項又は社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第５６条第１項の規定による質問、検査等に協力すること。

別表第２（第８条関係）

項目	基準
職員の配置	1　次に掲げる職員を置くこと。

	⑴　施設の長 ⑵　母子支援員 ⑶　少年を指導する職員 ⑷　調理員又はこれに代わるべき者 ⑸　その他規則で定める職員 ２　母子支援員及び少年を指導する職員の人数は、入所する母子の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 ３　嘱託医師を定めておくこと。
設備	１　次に掲げる設備を設けること。 ⑴　母子室 ⑵　集会、学習等を行う室 ⑶　相談室 ⑷　静養室（乳幼児が入所する場合に限る。） ⑸　医務室（３０人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） ２　母子室は、次のとおりとすること。 ⑴　調理設備、浴室及び便所を設けること。 ⑵　１世帯につき１室以上とすること。 ⑶　面積は、３０平方メートル以上とすること。
自立支援計画	母子が共に入所する施設の特性を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	１　次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 ⑴　利用者の援助に関する事項 ⑵　その他施設の管理についての重要事項

	2　感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3　利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知するとともに、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。 4　非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 5　設置者は、鳥取市暴力団排除条例第２条の暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行わない、又はこれらと密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	別表第１記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第１事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第３（第９条関係）

項目	基準
職員の配置	1　次に掲げる職員を置くこと。ただし、食事を保育所外で調理し搬入する方法により提供する場合その他の規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 ⑴　施設の長 ⑵　保育士 ⑶　調理員 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める人数を合計した数以上とし、２人を下回らないこと。 ⑴　乳児　おおむね３人につき１人

	⑵　満１歳以上満３歳未満の幼児　おおむね６人につき１人 ⑶　満３歳以上満４歳未満の幼児　おおむね２０人につき１人 ⑷　満４歳以上の幼児　おおむね３０人につき１人 3　嘱託医師を定めておくこと。 4　乳児が入所している場合は、保健師、看護師又は准看護師を置くよう努めること。 5　入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第２項に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。
設備	1　乳児又は満２歳に満たない幼児（以下この項において「未満児」という。）が入所する保育所の設備は、次のとおりとすること。 ⑴　次に掲げる設備を設けること。 ア　乳児室又はほふく室 イ　医務室 ウ　調理室 エ　便所 ⑵　乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない未満児１人につき１．６５平方メートル及びほふくする未満児１人につき３．３平方メートルを合計した面積以上とすること。 2　満２歳以上の幼児（以下この項において「対象児」という。）が入所する保育所の設備は、次のとおりとすること。 ⑴　次に掲げる設備を設けること。ただし、満３歳以上の幼児に対する食事提供について、当該保育所外で調理し搬入する

	方法により提供する場合その他の規則で定める場合にあっては、調理室を設けないことができる。 ア　保育室又は遊戯室 イ　屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。） ウ　調理室 エ　便所 ⑵　保育室又は遊戯室の面積は、対象児１人につき１．９８平方メートル以上とすること。 ⑶　屋外遊戯場の面積は、対象児１人につき３．３平方メートル以上とすること。
サービスの提供	1　保育時間は、原則として、１日につき８時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。 2　次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 ⑴　児童の援助に関する事項 ⑵　その他施設の管理についての重要事項 3　感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 4　児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知するとともに、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 5　障害のある乳幼児が入所している場合は、その者の障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。

	6　保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。 7　非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 8　設置者は、鳥取市暴力団排除条例第２条の暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行わない、又はこれらと密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	別表第１記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第１事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。